

検定試験の自己評価シート

自己評価実施日: 令和1年10月25日

検定事業者名: 特定非営利活動法人 世界遺産アカデミー

検定試験名: 世界遺産検定

【4段階評価の目安】

A: 達成されている B: ほぼ達成されている C: やや不十分である D: 不十分で、改善すべき点が多い

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 中項目別実態・課題 ・改善の方向性等 | |
|--|------------|------|---|--|-----------------------|--------------------|
| | | 評価項目 | 実績・理由・特記事項等 | 評価 | | |
| <p>【評価の視点】 検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、受検者や活用者(学校・企業等)への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。また、実施主体自身が、PDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。</p> | | | | | | |
| I 検定試験の実施主体に関する事項 | ① 組織・財務 | 1 | 《検定試験の目的》 ○検定試験の目的が明確であるか。 | 世界遺産検定は、人類共通の財産・宝物である世界遺産を通して、国際的な教養を身に付け、持続可能な社会の発展に寄与する人材の育成を目指している。世界遺産の学習を通じて得ることのできる知識は、歴史、異文化、自然にとどまらず、宗教、世界政治、平和問題、環境問題、観光など、多岐に及ぶことから、当資格が提供する世界遺産を通じての学習機会は、国民一般の情操を豊かにし、教養を高め、生涯学習社会の構築に資するものである。当検定の目的はHPやパンフレットに記載している。 【検定の目的】 https://www.sekaken.jp/about/ | A | 今後も継続的・定期的な改善に努める。 |
| | | 2 | 《検定事業の実施に関する組織体制》 ○検定試験の目的を達成するための組織として、検定事業実施体制(役職員体制、事務処理体制、危機管理体制、内部チェック体制等)が適切に構成されているか。 | ☑役職員体制…役職員の権限及び職務は「定款」等に定め、それぞれの責務を明確にして検定事業の運営を行なっている。 ☑事務処理体制…円滑な検定試験運営のため、「検定規約」に基づき、適切な事務処理を行っている。 ☑危機管理体制…検定実施時の危機管理体制は、不測の事態に備えマニュアルを整備し、これに従った対応体制、役割を明確にしている。 また災害時の対応や情報管理については、世界遺産検定事務局が検定運営を委託している株式会社マイナビ文化事業社の親会社である、株式会社マイナビが定めるグループ規定に則って運用する。 ☑作問体制…各級別に5部会構成とし、各部会ごとに適正な問題作成に努めたいとともに、部会間で難易度や重複のチェックを絶えず行っている。また世界遺産とかかわりのある各分野の専門家によって構成された作問委員に監修を依頼し、内容確認や問題の難易度の調整を行っている。 | A | |
| | | 3 | 《検定実施主体の財務経理情報の備え置き》 ○実施主体の財務経理情報を備えているか(検定試験を継続して実施している場合には、複数年分の財務経理情報を備えているか)。 | ☑備えている(収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書) □備えていない | A | |
| | | 4 | 《検定実施主体の財務経理の監査》 ○財務経理に関して、定期的、または、適宜監査を受けているか。 | ☑受けている(☑内部監査、□外部監査、□その他) □受けていない | A | |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 中項目別実態・課題・改善の方向性等 | | |
|--|----------------------|------------------|--|---|--|--|--|
| | | 評価項目 | 実績・理由・特記事項等 | 評価 | | | |
| I 検定試験の実施主体に関する事項 | ① 組織・財務 | 5 | <p>《検定事業以外の事業との区分》 ○検定事業とその他の事業の財務経理の区分が明確であるか。</p> | <input checked="" type="checkbox"/> 区分が明確である。 <input type="checkbox"/> 区分を行っていない、又は、区分が明確でない。 <input type="checkbox"/> その他の事業を行っていない。 各事業ごとの区分会計を行い、明確にしている。 | A | | |
| | | 6 | ○その他の特記事項等。 | | | | |
| | ② 情報公開、個人情報 | 7 | <p>《検定試験に関する情報公開》 ○受検者や活用者(学校・企業等)に対して、インターネット等を活用して、検定試験の実施主体に関する事項や、検定試験に関する情報が公開されているか。</p> | 実施主体に関する事項はNPO法人世界遺産アカデミーのHP内で公開している。 検定に関する情報は世界遺産検定のHPで公開している。 【実施主体】 https://wha.or.jp/?page_id=11184 【世界遺産検定】 https://www.sekaken.jp/ | A | | 今後も個人情報の管理の徹底と、受検者のニーズに沿った適切な情報公開に努める。 |
| | | 8 | <p>《個人情報保護》 ○受検者の個人情報保護に関する方針やマニュアル等が整備されるなど、個人情報保護が徹底されているか。</p> | 個人情報保護方針を定め、パンフレットや公式HPに掲載している。また世界遺産検定事務局が検定運営を委託している株式会社マイナビ文化事業社は、プライバシーマークを取得している。 【個人情報保護方針】 https://www.sekaken.jp/privacy/ | A | | |
| | | 9 | ○その他の特記事項等。 | | | | |
| | I 検定試験の実施主体に関する事項 | ③ 事業の改善に向けた取組 | 10 | <p>《質の向上に向けた取組》 ○目標(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)というPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に検定試験の運営等を改善するとともに、自己評価シート等が公表されているか。</p> | 試験運営、作問・採点、団体受検の各部署においてPDCAサイクルに基づき事業の改善に取り組んでいるほか、各部署の責任者、関係者全員の会議も定期的に行い、課題や改善点の共有を行っている。また、自己評価シートをHPで公開している。 【自己評価シート】 https://www.sekaken.jp/pdf/201901_hyoka.pdf | | A |
| 11 | | | <p>《内容・手段等の見直しの体制》 ○知識・技術の発展や社会環境の変化に応じて、内容や手段等を常時見直す体制となっているか。</p> | 世界遺産を取り巻く状況は常に変化をしており、2～4年ごとに行われる公式テキストの改訂時に最新情報を反映させている。このとき同時に社会情勢や教育動向等も加味して改訂内容を決めている。また改定時以外の世界遺産の動向については公式HP上に最新情報として掲載している。試験の実施方法についても社会的ニーズに照らし合わせて、年度ごとに見直しを行っている。 | A | | |
| 12 | | | ○その他の特記事項等。 | | | | |
| 【評価の視点】 適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。 | | | | | | | |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 中項目別実態・課題・改善の方向性等 | |
|--------------------|---------|------|--|--|-------------------|--|
| | | 評価項目 | 実績・理由・特記事項等 | 評価 | | |
| Ⅱ 検定試験の実施に関する事項 | ① 受検手続等 | 13 | <p>《検定試験の概要》</p> <p>○検定試験の目的に沿って、測る知識・技能、領域(分野)、対象層(受検資格等)、試験範囲、水準等が級ごとに明確になっているか。</p> | <p>・試験では、世界遺産の基礎知識、日本の遺産、自然遺産、文化遺産、その他(時事問題等)の分野に関する知識を問う。</p> <p>・試験範囲は、1～4級の各級ごとに用意された検定学習用教材である公式テキストに基づいており、要求する具体的知識が明確化されている。</p> <p>・検定試験で測る具体的な知識・技能とその水準の詳細については、検定の公式ホームページやパンフレット、募集要項などで広く公開している。</p> <p>【各級の説明】https://www.sekaken.jp/each_grade/</p> <p>【出題内容詳細】https://www.sekaken.jp/each_grade/criterion/</p> | A | 今後も適切な受検手続とスケジュールを設定し、受検者のニーズに沿った運営に努める。 |
| | | 14 該 | <p>《受検資格》</p> <p>【受検資格を制限する試験の場合】</p> <p>○年齢や事前の講座受講の有無等によって受検資格が制限されている場合には、その合理的な理由が示されているか。</p> | <p>・2、3、4級については受検資格を制限していない。</p> <p>・1級の受検資格は2級認定、マイスターの受検資格は1級認定であることとしている。その理由は、1級は1,000件を超える世界遺産の価値についての詳細な知識を必要とするため、2級認定者でも合格を目指すには平均で半年～1年間の学習が必要で、2級から順次挑戦することにより、学習意欲を落とさないようにするため。またマイスターについては、全ての世界遺産について学んだ上で、その学習内容を前提として独自の見解を問う内容であるためである。</p> | A | |
| | | 15 | <p>《受検手続・スケジュール等》</p> <p>○試験の実施規則・要項等において、受検手続・スケジュールが適切に定められるとともに、常時、見直しを行っているか。</p> | <p>受検手続については利便性を考慮し、インターネット出願を導入している。なお、ネット環境がない場合でも、7月・12月の大型開催回では郵便払込による出願も可能。年4回の試験日および出願期間は、受検者が続けて次の回も受検をしやすいように設定している。スケジュールは年に1回見直しを行うが、その際には受検者アンケートや受検者からの問い合わせ内容も参考にしている。</p> | A | |
| | | 16 | <p>《問い合わせ先の設置》</p> <p>○受検者からの手続等に関する問い合わせ、試験後の問い合わせ先が設置され適切に公開されているか。</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>受検手続に関する問い合わせ窓口</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>試験後の疑義申し立てなどの対応窓口</p> <p>問い合わせ窓口は一本化しており、パンフレットや公式ホームページに掲載している。</p> <p>電話：フリーダイヤル0120-804302(受付時間10:00～17:00、土日祝休み)</p> <p>HPのお問い合わせ案内ページ：https://www.sekaken.jp/contact/</p> | A | |
| | | 17 | <p>《受検料》</p> <p>○受検料の適正性・妥当性について点検・検証されているか。</p> | <p>検定試験が公平・公正に継続して実施できる事を前提に、検定事業の改善等にかかる経費を踏まえながら、受検者の立場を考慮して検定料を定めている。新しい級を設置する場合は、想定受検者の年齢層が受けている他の検定の受検料の金額、教材との合計金額、団体受検を行なっている学校の先生へのヒヤリング等の情報を元に受検料を決定している。受検料の点検・検証については年1回、次年度の方針を決める際に行っているが、値上げは極力回避すべく経費削減に努めている。</p> | A | |
| | | 18 | <p>《障害者への配慮》</p> <p>○障害者が受検する場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮が行われているか。</p> | <p>東京、名古屋、大阪の大型会場ではバリアフリー対応の施設を選定している。また障害者本人から申し出がある場合には、ケースに応じて座席の配慮、補助具の持ち込み許可、別室で試験官立ち合いのもとに試験を実施するなどの対応をしている。</p> | A | |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 中項目別実態・課題・改善の方向性等 | |
|---------------------|---|---|--|--|-------------------|--|
| | | 評価項目 | 実績・理由・特記事項等 | 評価 | | |
| II 検定試験の実施に関する事項 | 続等 | 19 | 《多くの受検者が簡便・公平に受検できるための配慮》 ○より多くの受検者が、簡便、かつ、公平に受検できるような配慮が行われているか。 | 受検手続については受検者の利便性を考慮しインターネット申込の他に紙願書による郵便局からの申込を受付けている。また団体受検制度を導入しているため、一定の条件を満たせば、受検料の割引や団体が指定する会場での受検が可能となっている。公開会場においても児童や障害者など付き添いが必要な受検者については、付添人を試験開始直前まで教室内に待機させられるほか別室での試験へ対応するなどしている。 | A | |
| | | 20 | ○その他の特記事項等。 | | | |
| | ② 試験実施 | 21 | 《作問・審査体制》 ○検定試験の目的、内容、規模等に応じて、検定試験の作問体制・審査体制が適切に構成され、運営されているか。 | 各級別に部会を構成し、各部会ごとに適正な問題作成に努めるとともに、部会間で難易度や重複のチェックを絶えず行っている。また、世界遺産とかかわりのある各分野の専門家によって構成された作問委員に監修を依頼し、内容確認や問題の難易度の調整を行っている（作問委員には、作問そのものに携わず公式テキストの監修のみを行う者も含む）。さらに、外部の校正・校閲専門スタッフにもチェックを受け、正確性を期している。検定終了後は、開催回ごとに各級の部会にて検定結果のデータを検証。認定率と各設問の正答率、各選択肢の選択率などを、実際の問題と照らし合わせながら検証し、次回の問題の難易度や内容などを設定している。なおマイスター試験（論述試験）については、採点基準と採点の注意点を毎回定め、それに従って複数の採点者が採点を行い質の確保を行っている。試験後の検証結果は記録に残し、次回の問題設定に反映させている。 | A | |
| | | 22 | 《情報の管理体制》 ○検定試験に関する情報管理体制が適切に構成され、情報管理対策（情報管理マニュアルの整備や担当者への研修・注意喚起など）が講じられているか。 | 試験問題の作成時に関係者同士が試験のデータをやりとりする際は、すべて級ごとに異なるパスワードをかけ、パスワードは別便にて送るなど漏洩を防いでいる。印刷会社とのデータやりとりは、アクセス権限を関係者のみとした専用のファイルサーバーを介して行っている。また、印刷後は施錠のできる場所に保管し、各試験会場への送付後も施錠管理を徹底している。（施錠部屋に保管することを前提として、施錠可能な部屋がない場合は検定当日に到着する配送手段を利用し、会場責任者が直接受け取る。）団体受検を実施する団体に対しては、担当者および全受検者から不正行為と情報漏洩を禁じる誓約書を回収している。 | B | |
| | | 23 | 《各試験会場を総括する責任者の配置》 ○各試験会場を総括する責任者が配置されているか。 | 各会場にそれぞれ責任者を配置しており、責任者は事前に運営マニュアルをチェックし、十分な準備をした状態で当日の業務に臨んでいる。 | A | |
| 24 | 《試験監督業務についての共通理解》 ○試験監督業務のマニュアルが定められ、試験実施会場・機関に事前に配付されており、試験監督者等の共通理解が図られているか。 | 公開会場と準会場（学校・企業などの団体が用意する試験会場）のそれぞれに試験監督業務マニュアルがあり、事前に試験監督責任者に送付している。マニュアルには次の項目を記載し、試験前に監督にあたる全員で読み合わせて共通理解に取り組んでいる。 ①試験運営に関する心得 ②運営スケジュールおよび試験準備に関する事項 ③「受検上の注意」の説明に関する事項（受検者への説明） ④試験開始から終了までの監督の仕方・注意点 ⑤答案回収・答案整理に関する事項 | A | 今後も継続して質の改善・保持に努める。 | | |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 中項目別実態・課題・改善の方向性等 | |
|---------------------|-------------------------|------|---|--|-------------------|---------------------|
| | | 評価項目 | 実績・理由・特記事項等 | 評価 | | |
| II 検定試験の実施に関する事項 | ② 試験実施 | 25 該 | 《学校等が試験を実施する会場を設けている場合の公平性の確保》 【検定実施団体自らが試験を実施する会場とは別に、学校や民間教育施設等が試験を実施する会場を設けている場合】 ○検定実施団体自らが試験を実施する会場と同等の公平さが確保されているか。 | 準会場(学校・企業などの団体が用意する試験会場)においては、試験実施の責任者に検定規約同意書の確認・署名を義務付けており、公開会場と同等の環境で試験が実施されるよう徹底している。 | B | 今後も継続して質の保持・改善に努める。 |
| | | 26 該 | 《受検者の本人確認》 ○受検者の本人確認は、顔写真を添付した受検票の用意や身分証による照合など、本人確認が確実に行われるよう講じられているか。 | 1級およびマイスター受検者は顔写真を添付した受検票を用意する必要がある。試験中試験監督官が教室を巡回し、本人と写真の照合を行っている。 | B | |
| | | 27 該 | 《不正行為等への対応策》 ○受検者の不正行為・迷惑行為防止に関する適切な対応策が講じられるとともに、対応マニュアルが作成され、職員や試験監督者等の共通理解が図られているか。 | 不正行為の疑義がある場合は、その事実を複数の監督員で確認し(監督員1名の教室では十分確認した上で)不正行為通告書を示すことにより注意勧告し、試験終了まで監視を続ける。また、監督員は試験実施報告書に受検番号、氏名、不正行為の状況、対処方法を記録する。上記対応策をマニュアルに記載し共通理解に努めている。 | A | |
| | | 28 該 | 《天災等のトラブルへの対応》 ○試験当日、天災や交通機関の遅延等があった場合には、試験開始時刻の変更や再受検の容認など、受検機会の確保について配慮されているか。 | 天災によるトラブルや交通機関等の遅延があった場合には、状況に応じて本部と各会場で連携をとりあって試験開始時刻の変更を行っている。再受検・次回検定への振り替えについては、原則容認していない。 | B | |
| | | 29 該 | ○その他の特記事項等。 | | | |
| | ③ 学校の単位認定や入試等に活用される検定試験 | 30 該 | 《受検機会の確保》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○受検機会の設定に関して児童生徒等が不利益を被らないように、配慮がなされているか。 | ・受検希望者、受検者が日程調整しやすいように、年4回、毎年同時期に検定試験を実施している。また入試など受検者が参加する可能性が高いものについては、日程が重ならないよう配慮している。 ・入試における優遇を実施している大学・短大について公式ホームページやパンフレットで告知している。 【入試優遇大学・短大一覧】 https://www.sekaken.jp/pdf/entrance_exam_advantage.pdf | A | |
| | | 31 該 | 《検定試験と学習指導要領との関係》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○当該検定試験と学校教育との関係性(学習指導要領に基づく学校における学習との関連等)が明確に示されているか。 | ・世界遺産検定は1～4級の各級ごとに用意された、公式テキストに基づいて出題されている(当法人発行)。2級、3級、4級は、学校・大学などの教育機関でカリキュラムの一環として導入・活用されるケースも多くあることから、公式テキストは文部科学省の定める学習指導要領に準拠している。なかでも3級は、高校の世界史A、世界史Bの内容に準拠しており、特に世界史Bの学習の際には学校教育に取り入れやすい内容となっている。 ・検定試験と学習指導要領の関連については現在は公開していないが、今後公開することを検討している。授業導入をしている高校の教職員などには提供している。 | B | |
| | | 32 該 | 《試験結果の公平性・安定性》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○年度ごとや、年間の回ごとでの試験結果が互いに比較可能となるよう検証されているか。 | 21にあるような検証を経て、年度ごと、回ごとの試験結果を比較し、水準を一定に保つよう努めている。 | A | |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 中項目別実態・課題 ・改善の方向性等 | |
|----------------------|---|---|---|--|-----------------------|---------------------|
| | | 評価項目 | 実績・理由・特記事項等 | 評価 | | |
| Ⅱ 検定試験の実施に関する事項 | 定試験 | 33 該 | ○その他の特記事項等。 | | | |
| | | 34 該 | 《コンピューターを使う場合の本人確認》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○IDとパスワード等で本人確認が行われているか。 | | | |
| | 35 該 | 《コンピューターの使いやすさ》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○テスト画面や操作方法が受検者にわかり易くなっているか。 | | | | |
| | 36 該 | 《コンピューターの安定性の確保》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○システムの冗長化、バックアップリカバリー等、試験が安定的に運用される体制を取っているか。 | | | | |
| | 37 該 | ○その他の特記事項等。 | | | | |
| Ⅲ 検定試験の試験問題に関する事項 | 【評価の視点】 検定試験の目的や内容が明確であり、知識・技能を測る手法や審査・採点の基準等が適切であること。 | | | | | |
| | ①測定内容・問題項目 | 38 | 《検定試験の設計》 ○検定試験の目的に沿って、適切に知識・技能を測れるよう、設計が行われているか。 | ・試験では、世界遺産を学ぶ上で必要と考えられる、次の5分野からそれぞれ出題される。「世界遺産の基礎知識」、「日本の遺産」、「自然遺産」、「文化遺産」、「その他(時事問題等)」(1級と4級では、「自然遺産」と「文化遺産」をひとつにまとめて「世界の遺産」として総合的に出題する。) ・試験範囲は、1～4級の各級ごとに検定の学習用教材である公式テキストに基づいており、級ごとに出題される遺産数や要求する具体的知識が明確化されている。 ・4級から1級に級が上がるごとに、日本から日本と世界の関係、世界の多様性へと、世界遺産の知識が広がるように級の設計がなされている。 また内容については適宜、作問委員会で協議しながら改善を図っている。 | A | 今後も継続して質の保持・改善に努める。 |
| | | 39 | 《試験問題と測る知識・技能の関係》 ○検定試験の設計に従って、各問題項目がつけられているか。 | 38の設計に基づき、また21にあるような検証を加えて、各級ごとに求める知識・技能に合った問題項目を作成している。また内容については適宜、作問委員会で協議しながら改善を図っている。 | A | |
| | | 40 | ○その他の特記事項等。 | | | |
| | | | | | | |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 中項目別実態・課題・改善の方向性等 | |
|----------------------|---------------------|---------|---|--|-------------------|---------------------|
| | | 評価項目 | 実績・理由・特記事項等 | 評価 | | |
| Ⅲ 検定試験の試験問題に関する事項 | ② 審査・採点 | 41 | <p>《審査・採点基準の明確さ・適切さ》 ○審査・採点の基準が明確に定められており、また、これが当該検定試験の設計と合致しているか。</p> | <p>・2006年の試験開始以来、出題方法・出題内容・審査方法に改善を積み重ねてきた。 ・1～4級はマークシート方式、マイスターは論述方式を採用している。合格基準は2～4級は100点満点中60点以上、1級は200点満点中140点以上だが、過去の受検データと当該試験の結果を考慮して認定点の調整を行うことがある。マイスターは論述試験のため、作問委員が定める一定のレベルを達成していることで合格となる。 ・マイスターを除く各級において「基礎知識」「日本の遺産」「自然遺産」「文化遺産」「その他」の5分野(4級および1級は「自然遺産」と「文化遺産」を統合した「世界の遺産」の4分野)について総合的にその知識を有していると判断された場合を合格とする。 各分野ごとの配点比率、合格基準については検定の公式ホームページやパンフレット、募集要項などで広く公開している。 ・マークシートの採点においては、たとえ受検者が受検番号や級を誤って記載しても、処理過程でエラーが出て、取り違えが起きないような仕組みになっている。 また内容については適宜、作問委員会で協議しながら改善を図っている。 【出題内容詳細】 https://www.sekaken.jp/each_grade/criterion/</p> | A | 今後も継続して質の保持・改善に努める。 |
| | | 42 該 | <p>《主観的な評価における採点の公平性の確保》 【面接・論文・実技等の主観的評価の場合】 ○面接・論文・実技等の主観的評価について、マニュアルの周知やトレーニングの実施により採点基準についての共通理解が確保され、公平な採点がなされているか。</p> | <p>マイスター試験のみ論述試験となっている。採点基準と採点の注意点を毎回定め、それに従って複数の採点者が採点を行い質の確保を行っている。また内容については適宜、作問委員会で協議しながら改善を図っている。</p> | A | |
| | | 43 | ○その他の特記事項等。 | | | |
| | ③ 試験結果に基づく試験の改善 | 44 | <p>《試験結果に基づく試験の改善》 ○試験結果から得られるデータに基づき、検定試験の問題内容や測定手段、審査・採点基準について検証し継続的な改善を図っているか。</p> | <p>各級別に部会を構成し、各部会ごとに適正な問題作成に努めるとともに、部会間で難易度や重複のチェックを絶えず行っている。検定終了後は、開催回ごとに各級の部会にて検定結果のデータを検証。認定率と各設問の正答率、各選択肢の選択率などを、実際の問題と照らし合わせながら検証し、次回の問題の難易度や内容などを設定している。また全体のバランスなどについては適宜、作問委員会で協議しながら改善を図っている。</p> | A | 今後も継続して質の保持・改善に努める。 |
| | | 45 | ○その他の特記事項等。 | | | |
| | ④ コンピュータを用いた検定試験 | 46 該 | <p>《コンピューターと紙の試験の公平》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○通常の紙による試験と比較可能な結果が得られるような配慮がなされているか。</p> | | | |
| | | 47 該 | ○その他の特記事項等。 | | | |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 中項目別実態・課題 ・改善の方向性等 |
|--------------------------|---|--|---|----|----------------------------|
| | | 評価項目 | 実績・理由・特記事項等 | 評価 | |
| IV 継続的な学習支援・検定試験の活用促進 | <p>【評価の視点】 検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるため、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。また、受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者において適切な取組を進めていること。</p> | | | | |
| | 48 | <p>《検定の結果を証明する書類の発行》 ○検定の結果を証明する合格証や認定証等が発行されているか。</p> | <p>☑発行されている(試験日の約1カ月後に受検者には結果通知を送付し、合格者には認定カードを同封している。) ☐発行していない</p> | A | <p>今後も継続して質の保持・改善に努める。</p> |
| | 49 | <p>《受検者が獲得した知識・技能の明示》 ○受検者が獲得した又は保持している知識・技能の内容を、活用者が一見して判断し得るよう明らかにしているか。</p> | <p>公式ホームページで各級で獲得できる知識について記載している。認定カードには、検定名、受検者名、認定級、認定日等が記載されている。裏面には国際的な場で役立てられるよう、当検定の目的を説明を英語で記載している。</p> | A | |
| | 50 | <p>《検定試験と活用先の能力の関係》 ○当該検定試験と企業等や地域等の社会における諸活動との関係性が明確になっているか。</p> | <p>当検定の内容は企業・実社会でも評価されており、就職活動における自己アピールなどで役立てられている。活用の状況や受検するメリットについては、検定の公式ホームページやパンフレット、募集要項などで広く公開している。</p> | A | |
| | 51 | <p>《受検者の継続的な学習の参考となる情報の提供》 ○受検者に対して、試験の可否だけでなく、領域ごとの成績、合格後の学習の指針など、受検者の継続的な学習の参考になる情報が提供されているか。</p> | <p>【受検のメリット】https://www.sekaken.jp/about/merit/ 【団体受検の活用】https://www.sekaken.jp/group/merit-government/ 【認定者インタビュー】https://www.sekaken.jp/about/recognition/ ・結果通知では合否以外に、「基礎知識」「日本の遺産」「自然遺産」「文化遺産」「その他」の5分野(4級および1級は「自然遺産」と「文化遺産」を統合した「世界の遺産」の4分野)ごとの配点と獲得点数を記載しており、各分野の理解度や習熟度を把握できるようにしている。各個人の問題ごとの正誤については表示していない。 ・マイスターや1級取得者の継続的な学習を支援するため、1級以上の取得後に、安価で再度知識レベルを確認することができる受検制度を設けている。 【知識のブラッシュアップ「1級リスタ(Re-study)受検制度】 https://www.sekaken.jp/each_grade/criterion/</p> | A | |
| | 52 | <p>《試験問題等の公開》 ○過去の試験問題や正答、類似問題等が公開されているか(ただし、試験の性質上、公開することによって、事後の出題に影響が生じるものを除く)。</p> | <p>・当法人監修の過去問題集が毎年発行され全ての問題が翌年に公開されている。 ・公式ホームページに、過去問題、例題、学習方法をアドバイスする動画が掲載されている。 【各級ごとの例題】 【マイスター】https://www.sekaken.jp/each_grade/mystar/ 【1級】https://www.sekaken.jp/each_grade/ex_class1/ 【2級】https://www.sekaken.jp/each_grade/ex_class2/ 【3級】https://www.sekaken.jp/each_grade/ex_class3/ 【4級】https://www.sekaken.jp/each_grade/ex_class4/ ※マイスターのみ例題と学習方法のPDFを掲載。 【学習アシスト用無料動画(1~4級)】 https://www.sekaken.jp/each_grade/movie/</p> | A | |
| 53 | <p>《活用事例の調査・把握》 ○学校・企業・地域等での検定試験の活用事例を調査・把握しているか。</p> | <p>学校・企業・自治体における活用は、専任スタッフによるヒヤリングにより常時把握しており、HPやパンフレットで紹介している。また、入試での活用については、年1回大学・短大へのアンケート調査を行い、一覧をHPで公開している。 【入試優遇大学・短大一覧】 https://www.sekaken.jp/pdf/entrance_exam_advantage.pdf また、年2~3回、高校教員を対象に「活用事例研究会」を実施。</p> | A | | |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 中項目別実態・課題 ・改善の方向性等 |
|-----|-----|------|-------------|----|-----------------------|
| | | 評価項目 | 実績・理由・特記事項等 | 評価 | |
| | | 54 | ○その他の特記事項等。 | | |